

山梨県教育委員会では、県立学校の

## 生徒1人1台パソコン(BYOD※1)を

## 活用した新たな学びを推進しています

ICT機器はこれからの時代の  
必須ツールの1つマル!



©HISHIMARU TAKEDA

今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっており、これからの時代を生きる子どもたちにとって、パソコンやタブレット端末は、鉛筆やノートと並ぶ必須ツールであり、情報活用能力をはじめ、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げるために必要不可欠なものとなっています。

文部科学省のGIGAスクール構想※2により、小中学校だけでなく高等学校でも、児童生徒1人1台端末(パソコン・タブレット端末)を活用した授業が行われています。

山梨県教育委員会では、これからの社会で活躍できる生徒を育てるため、県立学校の**令和7年度入学生には各家庭で端末を御用意いただき**、学校の授業をはじめ、校外や家庭でも自由に端末を活用して学習ができる生徒1人1台端末の環境づくりを進めて参りますので、保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

※1「BYOD」: Bring Your Own Deviceの略。  
生徒が個人(家庭)で所有するデバイスを授業で使用すること。

※2「GIGAスクール構想」: ICTの特性を生かした効果的な学習を推進し、次世代で活躍する人材を育てようとする取組のこと。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm) (文部科学省)



### 県立学校では1人1台端末の活用により次のような学習を行っています

#### 北杜高等学校 (地理総合)



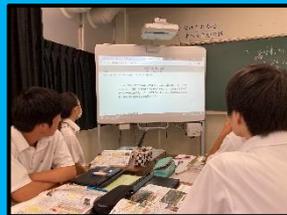
Padletというアプリの地図機能を使った探究学習を行っています。自分の考えを仲間と共有して、学習を深めています。

#### 巨摩高等学校 (数学I)



BYODを利活用しながら、ジグソー法によるグループワークを行っています。他者の解き方と比較することで、数学的な見方・考え方を育みます。

#### 身延高等学校 (世界史探究)



授業内で、資料を丁寧に読み進める者、設問に答える者がおり、BYODを活用して、個別最適な学びと協働的な学びが展開されています。

#### わかば支援学校 (体育)

ラグビーのゲームの様子を録画、自分たちの動きを視覚的、客観的に見ながら、グループ学習で作戦を考えています。



個々に応じてタブレット端末等のICTを活用し、視覚支援することにより、学びを深めています。

令和5年度・6年度に使用している端末の状況

- ◆ 高等学校・ろう学校・桃花台学園・支援学校高等部の一部の生徒: WindowsOS端末
- ◆ 特別支援学校高等部(ろう学校、桃花台学園を除く): iPadOS端末

# 1人1台端末導入についてのQ&A

## Q 端末は自分で用意するのですか。

各御家庭で県教育委員会が示す仕様を満たしたキーボード付き端末を御用意していただきます。なお、県教育委員会では市場より安価に購入できるECサイトを紹介する予定です。ECサイトについての案内スケジュール（予定）は次の通りです。

- ・令和7年2月上旬 端末機種の参照モデルや販売価格等を県教育委員会HPに公表
- ・令和7年3月下旬 各校の合格者説明会で、端末購入方法及び購入支援策等を説明



## Q いつまでに端末を用意しなければなりませんか。

©HISHIMARU TAKEDA

端末は6月から授業で活用していくことを想定しております。5月末までに端末の御準備をお願いします。なお、ECサイトを活用して端末を購入する場合の想定スケジュールは次のとおりです。

3月	4月	5月	6月
 <b>R7.3.13</b> ・入学許可予定者発表 ・ECサイト案内送付 予定	 <b>R7.3.14~R7.4.30</b> ・ECサイト購入期間	 <b>~ R7.5.31</b> ・購入した端末の納入期限	 <b>R7.6~</b> ・学校での端末の初期設定と活用開始

## Q すでに所有している端末を学校に持ち込むことはできますか。

県教育委員会が示す仕様を満たす端末であれば利用できます。仕様については、学校及び県のホームページに掲載するとともに、中学校を通じてお知らせします。

## Q 端末を家族で共有利用したり、個人的にSNSやゲームアプリをダウンロードしたりして使用してもかまいませんか。

共有利用は御家族のファイル等が漏洩する危険があるとともに、各端末に導入する管理ツールにより、インターネットのフィルタリングをするため、その**端末からは学習用とは判断されない一部サイトやゲームアプリ、SNSにアクセスできなくなります**。端末は生徒専用・学習専用にしていただくことをお勧めします。

## Q 経済的な事情で端末を購入することができない場合はどうすればいいですか。

経済的に余裕のない御家庭に対する支援策があります。山梨県教育委員会ホームページ等でお知らせしてまいります。

## Q 端末は学校の中だけで使うのですか。

端末は毎日持ち帰ります。端末を持ち帰ることで、家庭で課題を受け取ったり、提出したりできます。また、教員の授業動画を用いて予習・復習を行うことができます。臨時休業等の際には、自宅でオンライン学習や教員との面談を行うこともできます。

## Q 学校で充電することはできますか？

生徒は端末を毎日持ち帰りますので、各家庭で充電をお願いします。学校はコンセント数が限られており、全員が充電できる環境ではなく、学校では充電できません。

## Q 家庭での通信料は誰が負担するのですか。

各家庭での負担となります（学校でのWi-Fi接続通信料は県が負担します）。今後家庭での活用が増えることも考えられるので、Wi-Fiなどの安定した通信環境の整備に御協力をお願いします。

お問い合わせ  
合わせ先

山梨県教育委員会教育庁総務課教育企画室  
TEL : 055-223-1750 Mail : kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp  
HP : <https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku-kikaku/ictkyouiku.html>

